

議第303号から議第312号まで

通称を命名する権利の付与の対象とする施設について（文化市民局関係）

通称を命名する権利の付与の対象とする施設を次のように定める。

令和2年2月20日提出

京都市長 門川大作

議案番号	名 称	位 置
303	京都市吉祥院公園球技場	京都市南区吉祥院新田下ノ向町
304	京都市西院公園テニスコート	京都市右京区西院安塚町
305	京都市小畑川中央公園テニスコート	京都市西京区大枝東新林町二丁目18番地
306	京都市下鳥羽公園球技場	京都市伏見区下鳥羽芹川町
307	京都市伏見桃山城運動公園野球場	京都市伏見区桃山町大蔵
308	京都市横大路運動公園体育館	京都市伏見区横大路下ノ坪1番地
309	京都市西京極総合運動公園補助競技場	京都市右京区西京極新明町29番地
310	京都市西京極総合運動公園プール兼アイススケートリンク	同 上
311	京都市宝が池公園運動施設球技場	京都市左京区松ヶ崎東池ノ内町2番地
312	京都市宝が池公園運動施設体育館	同 上

提案理由

京都市吉祥院公園球技場ほか9施設を、通称を命名する権利の付与の対象とする必要があるので提案する。